

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第31号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する等の規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 家畜防疫主幹</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 会計検査主幹</u></p> <p><u>(19)～(36) 略</u></p> <p>出先機関</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 部長</u></p> <p><u>(6)～(25) 略</u></p> <p><u>(26) 研究科長</u></p> <p><u>(27)～(47) 略</u></p> <p><u>(48) 助教</u></p> <p><u>(49)～(57) 略</u></p>	<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17)～(34) 略</u></p> <p>出先機関</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(24) 略</u></p> <p><u>(25)～(45) 略</u></p> <p><u>(46)～(54) 略</u></p>

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

政策課～統計調査課 略

文化振興課

(1)～(3) 略

(4) 香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館及び香川県漆芸研究所に関すること。

(5) 略

第4条 略

総務学事課・総務事務集中課 略

税務課

(1)～(5) 略

(6) 中譲税務窓口センターに関すること。

(7) 略

人事・行革課

(1)～(5) 略

(6) 職員の研修に関すること。

(7) 略

職員課～秘書課 略

第6条 略

健康福祉総務課

(1) 略

(2) 保健及び福祉に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

(3)～(18) 略

(19) 地域保健に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(20) 健康危機管理に関すること。

(21)・(22) 略

長寿社会対策課～障害福祉課 略

医務国保課

(1)～(3) 略

(4) 医療に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

政策課～統計調査課 略

文化振興課

(1)～(3) 略

(4) 香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館、香川県美術工芸研究所及び香川県漆芸研究所に関すること。

(5) 略

第4条 総務部の各課（防災局危機管理課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課・総務事務集中課 略

税務課

(1)～(5) 略

(6) 略

人事・行革課

(1)～(5) 略

(6) 自治研修所に関すること。

(7) 略

職員課～秘書課 略

第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

(1) 略

(2) 福祉に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

(3)～(18) 略

(19)・(20) 略

長寿社会対策課～障害福祉課 略

医務国保課

(1)～(3) 略

(4) 保健及び医療に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

薬務感染症対策課・生活衛生課 略

第7条 略

産業政策課

(1)～(5) 略

(6) 貿易の振興その他産業の国際化に関すること。

(7)～(17) 略

経営支援課

(1)～(3) 略

(4)～(10) 略

労働政策課 略

2 略

第8条 略

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(8) 略

(9) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関すること（県民活動・男女共同参画課の所掌に属するものを除く。）。

(10)・(11) 略

畜産課～水産課 略

第9条 略

土木監理課

(1)～(14) 略

(15)～(18) 略

技術企画課～住宅課 略

(職)

第11条 略

2～4 略

薬務感染症対策課・生活衛生課 略

第7条 商工労働部の各課（観光交流局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

(1)～(5) 略

(6)～(16) 略

経営支援課

(1)～(3) 略

(4) 貿易の振興に関すること。

(5)～(11) 略

労働政策課 略

2 略

第8条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(8) 略

(9) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関すること（県民参画課の所掌に属するものを除く。）。

(10)・(11) 略

畜産課～水産課 略

第9条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課

(1)～(14) 略

(15) 収用委員会に関すること。

(16)～(19) 略

技術企画課～住宅課 略

(職)

第11条 略

2～4 略

5 課に、予算調整室長、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、所長、課長補佐、室長補佐、副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

6・7 略

(職務)

第12条 略

2~11 略

12 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

13 略

5 課に、予算調整室長、副課長、室長、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、所長、課長補佐、室長補佐、副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

6・7 略

(職務)

第12条 略

2~11 略

12 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

13 略

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第3条 香川県土木事務所規則（昭和38年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第1条 略	第1条 次の表の左欄に掲げる土木事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。
香川県長尾土木事務所 総務課 道路課 河川港湾課 開発課 用地課	香川県長尾土木事務所 総務課 道路課 河川港湾課 <u>砂防課</u> 開発課 用地課
香川県高松土木事務所 総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川砂防課 都市港湾課 用地課	香川県高松土木事務所 総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川砂防課 都市港湾課 用地課
香川県中讃土木事務所 総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 用地課	香川県中讃土木事務所 総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 <u>砂防課</u> 用地課
香川県西讃土木事務所 総務課 道路課 河川港湾課 用地課	香川県西讃土木事務所 総務課 道路課 河川港湾課 <u>砂防課</u> 用地課
2 略	2 略

(分掌事項)

第2条 略

2・3 略

4 略

(1) 河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び港湾の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。

(2) 略

(3) 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び港湾の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。

(4)～(6) 略

5 略

6～9 略

(春日川改修事業所)

第5条 春日川河川激甚災害対策特別緊急工事の調査、設計及び施工に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に春日川改修事業所を置く。

(分掌事項)

第2条 略

2・3 略

4 河川港湾課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 河川、海岸及び港湾の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。

(2) 略

(3) 河川、海岸及び港湾の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。

(4)～(6) 略

5 略

6 砂防課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。

(2) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る調査、指導及び監督に関すること。

7～10 略

(春日川改修事業所)

第5条 春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に春日川改修事業所を置き、当該事業所に総務用地課及び工事課を置く。

2 総務用地課の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に係る用地の買収及び物件その他の補償に関すること。

(2) 買収用地の所有権移転登記に関すること。

3 工事課の分掌事項は、春日川河川激甚災害対策特別緊急工事の調査、設計及び施工に関することとする。

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(証紙の消印等)

第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校、教育機関等事務決裁規程（昭和58年香川県教育委員会教育長訓令第2号）第2条第1号に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙をはり付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

(証紙の消印等)

第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に規定する課並びに香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校、教育機関等事務決裁規程（昭和58年香川県教育委員会教育長訓令第2号）第2条第1号に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙をはり付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

(香川県予算規則の一部改正)

第5条 香川県予算規則（昭和39年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）各部長 会計管理者、香川県部制条例（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部の長、議会事務局長、教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、<u>監査委員事務局長及び収用委員会事務局長</u>をいう。</p> <p>（2）各課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）各部長 会計管理者、香川県部制条例（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部の長、議会事務局長、教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び<u>監査委員事務局長</u>をいう。</p> <p>（2）各課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める</p>

課の長及び同項に定める室の課長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長、監査委員事務局次長並びに収用委員会事務局長をいう。

(3) 略

課の長及び同項に定める室の課長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長並びに監査委員事務局次長をいう。

(3) 略

(庁舎管理規則の一部改正)

第6条 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
出先機関等	庁舎管理者	出先機関等	庁舎管理者
1 略		1 略	
2 香川県県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関	香川県県税事務所長	2 香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関	香川県東讃県税事務所長
3 略		3 略	
4 香川県西讃保健福祉事務所、香川県西讃土地改良事務所、香川県西讃土木事務所その他香川県三豊合同庁舎にある機関	香川県西讃保健福祉事務所長	4 香川県中讃県税事務所	香川県中讃県税事務所長
5～9 略		5 香川県西讃県税事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県西讃土地改良事務所、香川県西讃土木事務所その他香川県三豊合同庁舎にある機関	香川県西讃県税事務所長
10～12 略		6 香川県自治研修所	香川県自治研修所長
13 香川県食肉衛生検査所、香川県中讃土木事務所その他香川県坂出合同庁舎にある機関	略	7～11 略	
14～18 略		12 香川県東讃保健福祉事務所その他香川県保健衛生センターにある機関	香川県東讃保健福祉事務所長
19 香川県東讃保健福祉事務所、	香川県東讃保健福祉事務所長	13～15 略	
		16 香川県食肉衛生検査所、香川県中讃土木事務所	略
		17～21 略	
		22 香川県東讃農業改良普及セン	香川県東讃農業改良普及セン

香川県東讃農業改良普及センタ ーその他香川県大川合同庁舎に ある機関		ターコミニティその他香川県大川合同庁舎 にある機関	ターコミニティ所長
20~31 略		23~34 略	

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第7条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、<u>環境森林課</u>、生活福祉課、<u>保健福祉課</u>、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、用地管理課、道路課、河川港湾課及び開発課を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、<u>税務課</u>、<u>環境管理室</u>、<u>森林整備室</u>、生活福祉課、<u>健康福祉課</u>、<u>保健対策課</u>、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、用地管理課、道路課、河川港湾課及び開発課を置く。</p> <p>2 略</p>
<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p>
<p>2 環境森林課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 治山事業に係る工事の調査、設計及び指導監督並びに治山施設の保全に関すること。</p> <p>(7) 林道事業に係る工事の調査、設計及び指導監督並びに林道の保全に関すること。</p> <p>(8) 林業の技術及び知識の普及に関すること。</p> <p>(9) 森林の施業の指導に関すること。</p> <p>(10) 林地開発行為についての指導に関すること。</p> <p>(11) 保安施設における立木の伐採等についての指導に関すること。</p>	<p>2 稅務課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税及び地方法人特別税の賦課に関すること。</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収及び滞納処分に関すること。</p> <p>(3) 納税貯蓄組合及び納稅貯蓄組合連合会に関すること。</p> <p>3 環境管理室の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 水質検査に関すること。</p> <p>(7) その他環境の保全に関すること。</p>

- (12) 森林の保全のための実態の把握に関すること。
(13) その他環境の保全、森林及び林業に関すること。

3 略

4 保健福祉課の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 略
(7) 栄養改善及び歯科保健に関すること。
(8)～(11) 略

(12)～(14) 略
(15) 結核、エイズその他の感染症対策に関すること。
(16) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
(17) 難病対策に関すること。
(18) 予防接種に関すること。
(19) 臓器、骨髄の移植の推進に関すること。
(20) 死体の解剖及び保存に関すること。
(21) 検疫に関すること。
(22) 病院、診療所その他の医療施設に関すること。
(23) 保健医療関係者等の免許に関すること。
(24) 地域保健医療計画の推進に関すること。
(25) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。
(26) その他健康の保持増進、福祉及び保健対策に関すること。

4 森林整備室の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 治山事業に係る工事の調査、設計及び指導監督並びに治山施設の保全に関すること。
(2) 林道事業に係る工事の調査、設計及び指導監督並びに林道の保全に関すること。
(3) 林業の技術及び知識の普及に関すること。
(4) 森林の施業の指導に関すること。
(5) 林地開発行為についての指導に関すること。
(6) 保安施設における立木の伐採等についての指導に関すること。
(7) 森林の保全のための実態の把握に関すること。
(8) その他森林及び林業に関すること。

5 略

6 健康福祉課の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 略
(7) 栄養改善、歯科保健及び老人保健に関すること。
(8)～(11) 略
(12) 介護保険に関すること。
(13) 青少年対策及び男女共同参画社会の形成に関すること。
(14)～(16) 略
(17) その他健康の保持増進及び福祉に関すること。

7 保健対策課の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 結核、エイズその他の感染症対策に関すること。

5～13 略

(補職)

第5条 略

小豆総合事務所保健福祉課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆保健所
略	

- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (3) 難病対策に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 臓器、骨髄の移植の推進に関すること。
- (6) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (7) 検疫に関すること。
- (8) 病院、診療所その他の医療施設に関すること。
- (9) 保健医療関係者等の免許に関すること。
- (10) 地域保健医療計画の推進に関すること。
- (11) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。
- (12) その他保健対策に関すること。

8～16 略

(補職)

第5条 次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる出先機関に勤務を命ぜられたものとみなす。

小豆総合事務所健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆保健所
略	

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第8条 香川県保健福祉事務所規則（平成14年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(組織)</p> <p>第1条 略</p> <table border="1"> <tr> <td>香川県東讃保健福祉事務所</td> <td>健康福祉総務課 保健対策課 衛生課 環境管理室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	香川県東讃保健福祉事務所	健康福祉総務課 保健対策課 衛生課 環境管理室	略		<p>(組織)</p> <p>第1条 次の表の左欄に掲げる保健福祉事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>香川県東讃保健福祉事務所</td> <td>生活福祉総務課 健康福祉課 保健対策課 衛生課 試験検査室 環境管理室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	香川県東讃保健福祉事務所	生活福祉総務課 健康福祉課 保健対策課 衛生課 試験検査室 環境管理室	略	
香川県東讃保健福祉事務所	健康福祉総務課 保健対策課 衛生課 環境管理室								
略									
香川県東讃保健福祉事務所	生活福祉総務課 健康福祉課 保健対策課 衛生課 試験検査室 環境管理室								
略									
<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。</p>								

香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課

- (1)～(12) 略
(13) 健康づくりに関すること。
(14) 生活習慣病の予防に関すること。
(15) 栄養改善及び歯科保健に関すること。
(16) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
(17) 高齢者の福祉に関すること。
(18) 障害者及び障害児の保健及び福祉に関すること（保健対策課の所掌に属するものを除く。）。
(19) 児童福祉に関すること。
(20) 民生委員及び児童委員に関すること。
(21)～(23) 略

香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課

- (1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第1号から第18号まで及び第22号に掲げる事項
(2) 母子保健に関すること。
(3) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。
(4) その他の課及び室の所掌に属しない事項に関すること。

生活福祉総務課

- (1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第1号から第12号まで、第21号及び第22号に掲げる事項

(2) 略

生活福祉総務課

- (1)～(12) 略

(13)～(15) 略

健康福祉総務課

- (1) 生活福祉総務課の項第1号から第12号まで（第6号を除く。）に掲げる事項
(2) 財産の管理に関すること。
(3) 健康づくりに関すること。
(4) 生活習慣病の予防に関すること。
(5) 栄養改善、歯科保健及び老人保健に関すること。
(6) 母子保健に関すること。
(7) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
(8) 高齢者の福祉に関すること。
(9) 障害者及び障害児の保健及び福祉に関すること（保健対策課の所掌に属するものを除く。）。
(10) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。
(11) 介護保険に関すること。
(12) 青少年対策及び男女共同参画社会の形成に関すること。
(13) 健康危機管理に関すること。
(14) その他の課及び室の所掌に属しない事項に関すること。

健康福祉課

- (1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第13号から第20号まで（第18号を除く。）に掲げる事項
- (2) 香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 障害者及び障害児の保健及び福祉に関すること（保健対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 略

保健対策課

- (1)～(9) 略
- (10) 母子保健に関すること（香川県東讃保健福祉事務所に限る。）。
- (11) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること（香川県東讃保健福祉事務所に限る。）。

(12) 略

保健対策第一課

- (1) 保健対策課の項各号（第2号、第3号、第10号及び第11号を除く。）に掲げる事項

保健対策第二課

(1) 略

衛生課

(1)～(12) 略

試験検査室

略

環境管理室

(1)～(5) 略

(6) 略

（補職）

第5条 略

健康福祉課

- (1) 健康福祉総務課の項第3号から第12号まで（第6号及び第9号を除く。）に掲げる事項
- (2) 母子保健及び児童福祉に関すること。
- (3) 障害者及び障害児の保健及び福祉に関すること（香川県東讃保健福祉事務所にあっては保健対策課、香川県中讃保健福祉事務所にあっては保健対策第二課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 戦傷病者の援護に関すること。
- (5) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (6) その他健康の保持増進及び福祉に関すること。

保健対策課

(1)～(9) 略

(10) その他保健対策に関すること。

保健対策第一課

(1) 保健対策課の項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる事項

保健対策第二課

(1) 略

衛生課

(1)～(12) 略

試験検査室

略

環境管理室

(1)～(5) 略

(6) 水質検査に関すること（香川県西讃保健福祉事務所に限る。）。

(7) その他環境の保全に関すること。

（補職）

第5条 次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる出先機関に勤務を命ぜられたものとみなす。

香川県東讃保健福祉事務所 <u>健康福祉総務課</u> 、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県東讃保健所	香川県東讃保健事務所 <u>生活福祉総務課</u> 、 <u>健康福祉課</u> 、保健対策課、 <u>衛生課</u> 及び試験検査室に勤務を命ぜられた職員	香川県東讃保健所
略			略

(香川県保健所規則の一部改正)

第9条 香川県保健所規則（平成14年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(組織)</p> <p>第1条 略</p> <table border="1"> <tr> <td>香川県東讃保健所</td> <td><u>健康福祉総務課</u> 保健対策課 衛生課</td> </tr> <tr> <td>香川県小豆保健所</td> <td>保健福祉課 衛生課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	香川県東讃保健所	<u>健康福祉総務課</u> 保健対策課 衛生課	香川県小豆保健所	保健福祉課 衛生課	略		<p>(組織)</p> <p>第1条 次の表の左欄に掲げる保健所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>香川県東讃保健所</td> <td><u>生活福祉総務課</u> <u>健康福祉課</u> 保健対策課 衛生課 試験検査室</td> </tr> <tr> <td>香川県小豆保健所</td> <td><u>健康福祉課</u> 保健対策課 衛生課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	香川県東讃保健所	<u>生活福祉総務課</u> <u>健康福祉課</u> 保健対策課 衛生課 試験検査室	香川県小豆保健所	<u>健康福祉課</u> 保健対策課 衛生課	略	
香川県東讃保健所	<u>健康福祉総務課</u> 保健対策課 衛生課												
香川県小豆保健所	保健福祉課 衛生課												
略													
香川県東讃保健所	<u>生活福祉総務課</u> <u>健康福祉課</u> 保健対策課 衛生課 試験検査室												
香川県小豆保健所	<u>健康福祉課</u> 保健対策課 衛生課												
略													

(地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部改正)

第10条 地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道局の職)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出先機関の所長、<u>所次長</u>、課長及び場長（本庁の課長に相当する職以上の職に限る。）</p> <p>(病院局の職)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(水道局の職)</p> <p>第1条 水道局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出先機関の所長、課長及び場長（本庁の課長に相当する職以上の職に限る。）</p> <p>(病院局の職)</p> <p>第2条 病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。</p>

(1)・(2) 略

(3) 出先機関の院長、所長、副院長、事務局長、看護部長、事務局次長、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、副看護部長、課長及び医長

(1)・(2) 略

(3) 出先機関の院長、所長、副院長、事務局長、看護部長、事務局次長、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、副看護部長、事務長、課長及び医長

(香川県自治研修所規則及び香川県美術工芸研究所規則の廃止)

第11条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 香川県自治研修所規則（昭和41年香川県規則第5号）
- (2) 香川県美術工芸研究所規則（平成19年香川県規則第26号）

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。